

長野県地域未来戦略推進本部設置要綱

(目的)

第1条 国の進める「地域未来戦略」の動向を踏まえ、成長期待分野において世界と肩を並べる産業クラスターの形成を戦略的に推進し、持続的な経済成長と県民の豊かな暮らしの実現につなげるため、長野県地域未来戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 国の地域未来戦略の推進に関する事項
- (2) 県の地域産業成長プランの策定及び推進に関する事項
- (3) 次条第3項に規定する本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部には、本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 副本部長は、副知事をもって充て、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 推進本部会議は本部長が招集する。

- 2 本部員がやむを得ない理由により推進本部会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を推進本部会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 推進本部会議は、原則として公開とする。ただし、公開しないことが適当と認められる場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(分野別検討プロジェクトチーム)

第6条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ分野別のプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの構成、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 推進本部の庶務は、産業労働部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

別表（第3条関係）

知事、副知事、教育長、公営企業管理者、危機管理監、産業政策監、危機管理部長、企画振興部長、交通政策局長、総務部長、県民文化部長、こども若者局長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、営業局長、観光スポーツ部長、農政部長、林務部長、建設部長、リニア整備推進局長、佐久地域振興局長、上田地域振興局長、諏訪地域振興局長、上伊那地域振興局長、南信州地域振興局長、木曾地域振興局長、松本地域振興局長、北アルプス地域振興局長、長野地域振興局長、北信地域振興局長